

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.6 ha				
公共施設の 配置及び規模		道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
			区画道路	区画道路 1号	幅員 10m、延長約 150m	新設
				区画道路 2号	幅員 10m、延長約 130m	拡幅
				区画道路 3号	幅員 8m、延長約 110m	拡幅
建築物の 整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	A街区	約 5,100 m ²	約 98,000 m ² [約 72,500 m ²]	住宅、店舗、生活利便施設、駐車場	140m	高さの基準点は T.P. +8.0mとする。
	B街区	約 600 m ²	約 2,000 m ² [約 1,700 m ²]	工場、住宅、駐車場	20m	
建築敷地の 整備	街区	建築敷地面積	整備計画			
	A街区	約 11,200 m ²	・憩いや交流機能を担い、災害時にも活用できる広場を整備する。			
	B街区	約 1,000 m ²	・歩行者の安全性、快適性及び回遊性の向上を図るため、道路沿道に歩道状空地を整備する。			
住宅建設の目標		戸 数		面 積	備 考	
		約 900 戸		約 87,000 m ²		
参 考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。				

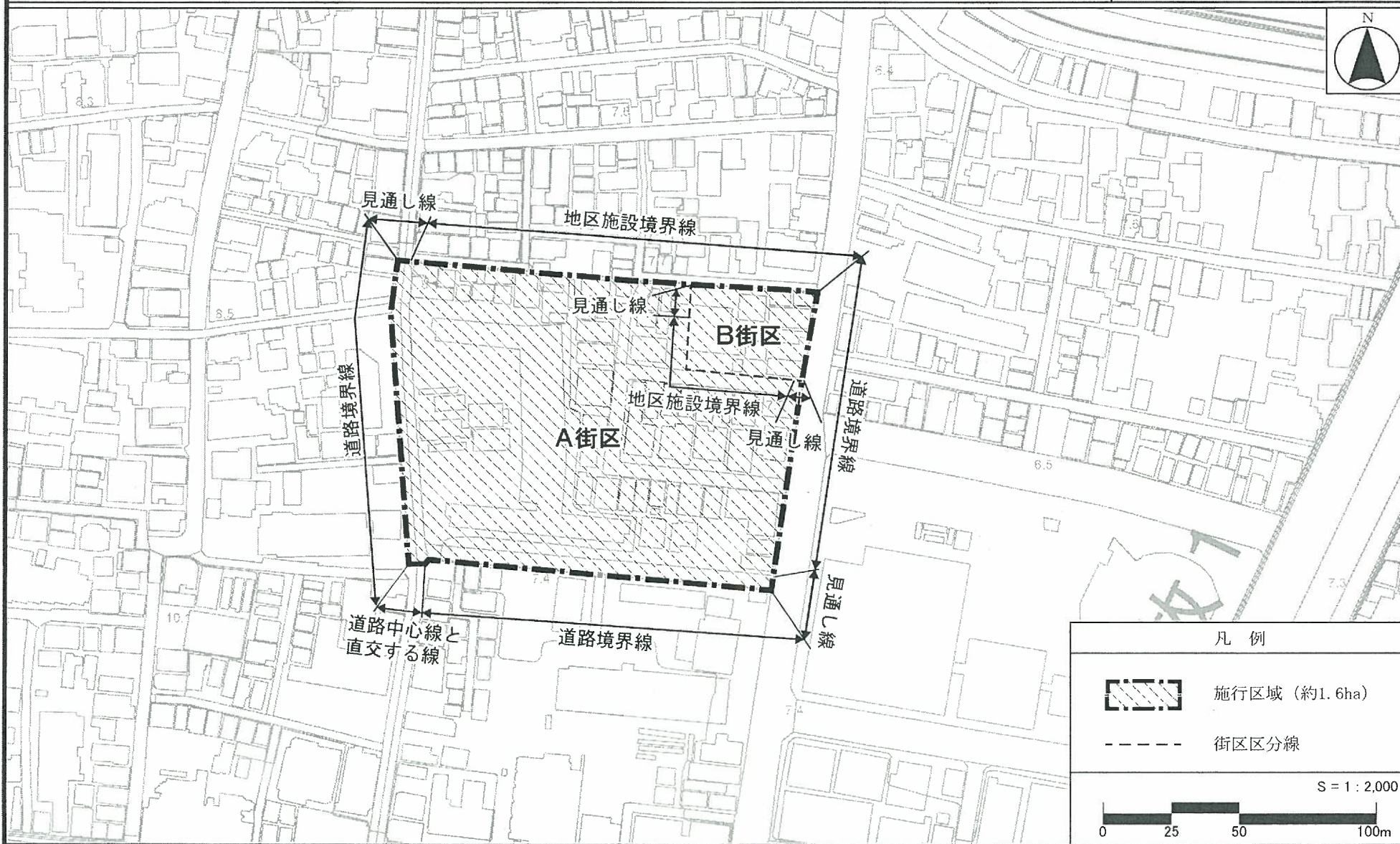
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理 由： 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、居住機能・商業機能・工場機能等が調和した市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

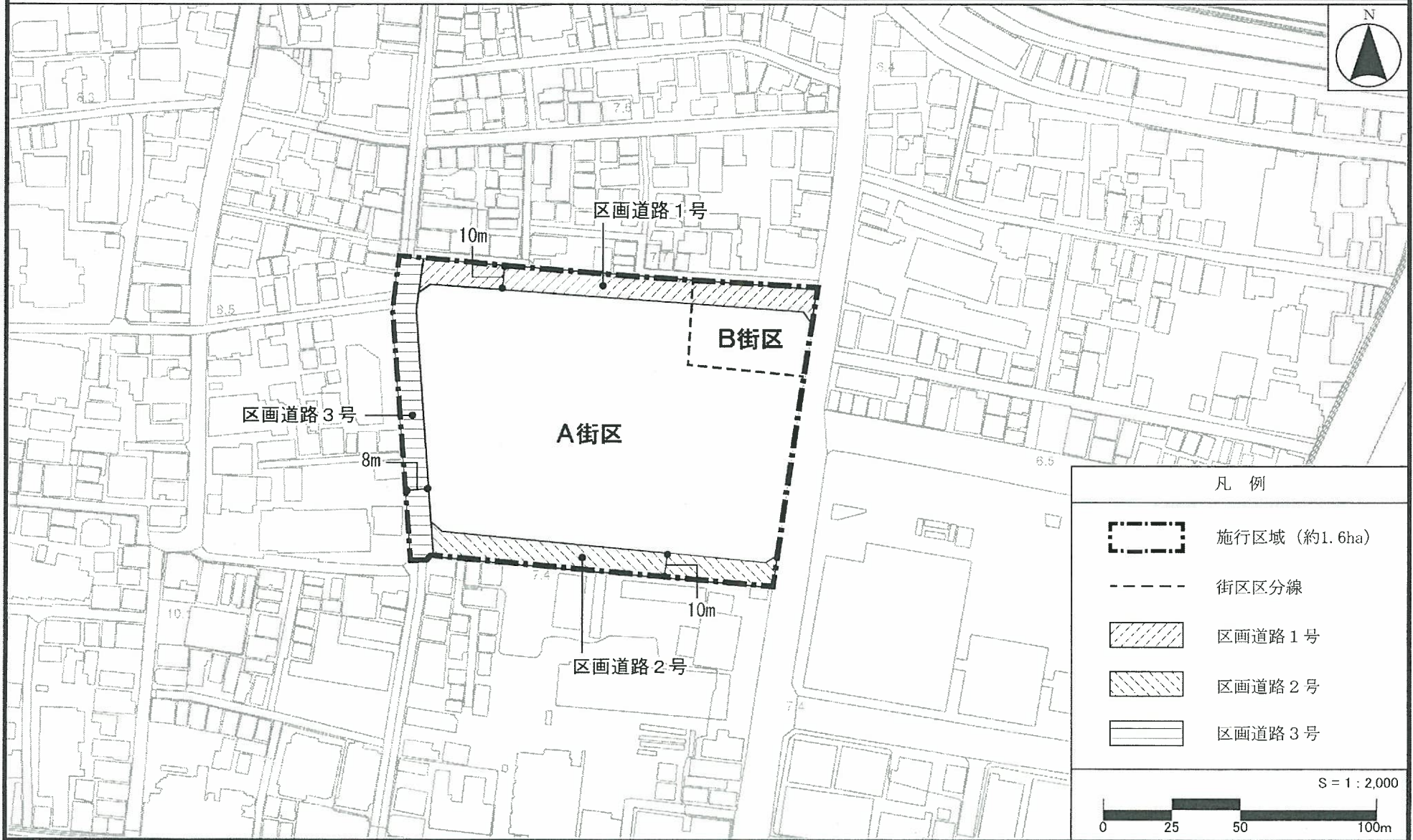
東京都市計画第一種市街地再開発事業

白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業 計画図1 (施行区域図)

[港区決定]



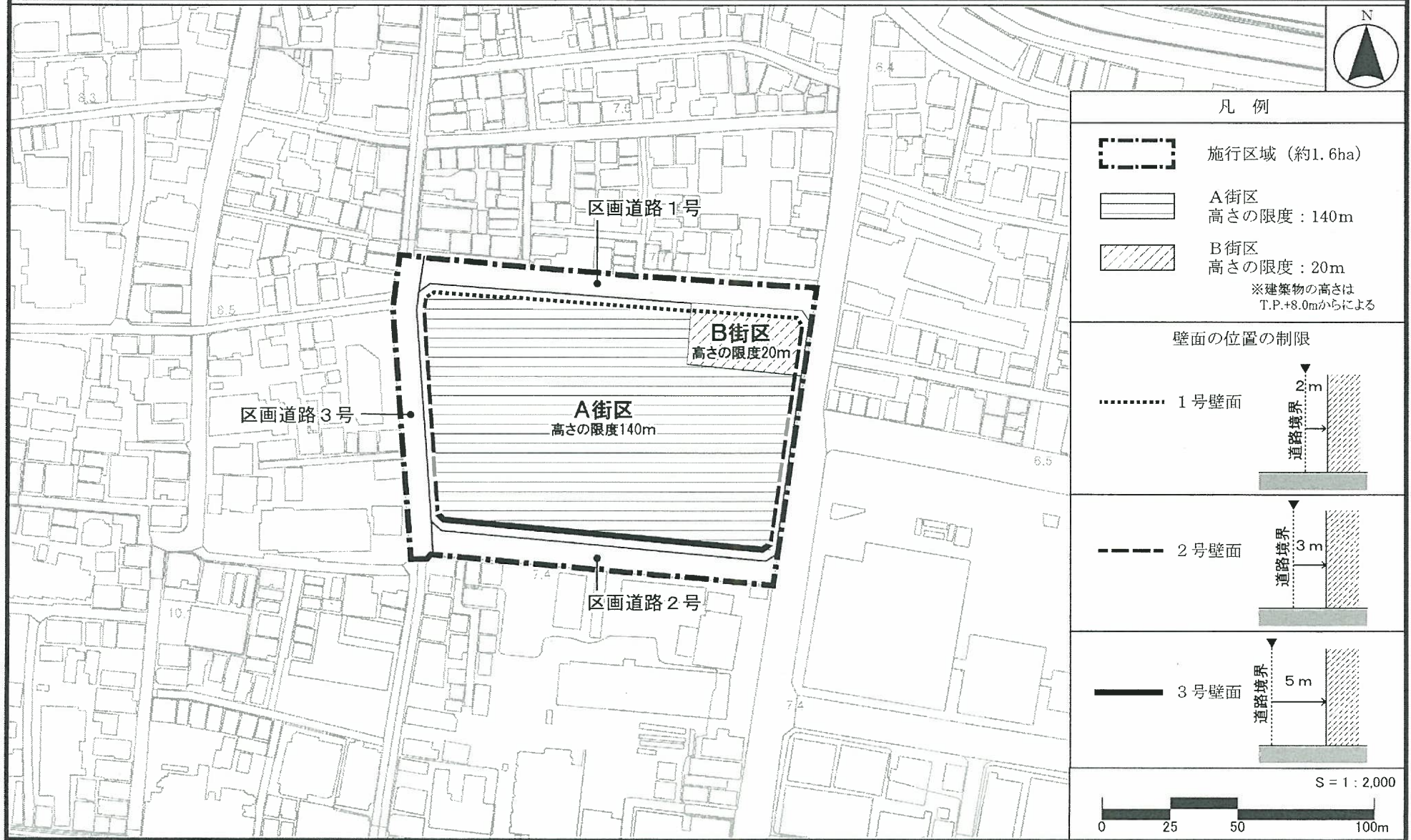
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 29都市基交著第46号・29都市基交測第32号 (承認番号) 29都市基街都第56号、平成29年6月9日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 29都市基交著第46号・29都市基交測第32号 (承認番号) 29都市基街都第56号、平成29年6月9日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

(建築物の高さの限度及び
 壁面の位置の制限図) [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 29都市基交著第46号・29都市基交測第32号 (承認番号) 29都市基街都第56号、平成29年6月9日